

第1章 計画の概要

1 計画の策定の背景と趣旨

全国的な背景

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など

「子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境」が大きく変化

本市の状況

合計特殊出生率は全国平均に比べ高い水準にあるが、全国の動向と同様に就労環境の変化や核家族化及び少子化の進行により、引き続き

「子どもを生み育てるための経済的あるいは心理的な不安や負担感を軽減するとともに、子どもたちが健やかに育ち保護者が安心して子育てできる環境づくり」が求められている

これまでの取組 次世代育成支援対策

「上越市子ども未来応援プラン」

H17～H26年度：次世代育成支援対策推進法

新たな取組 子ども・子育て支援新制度

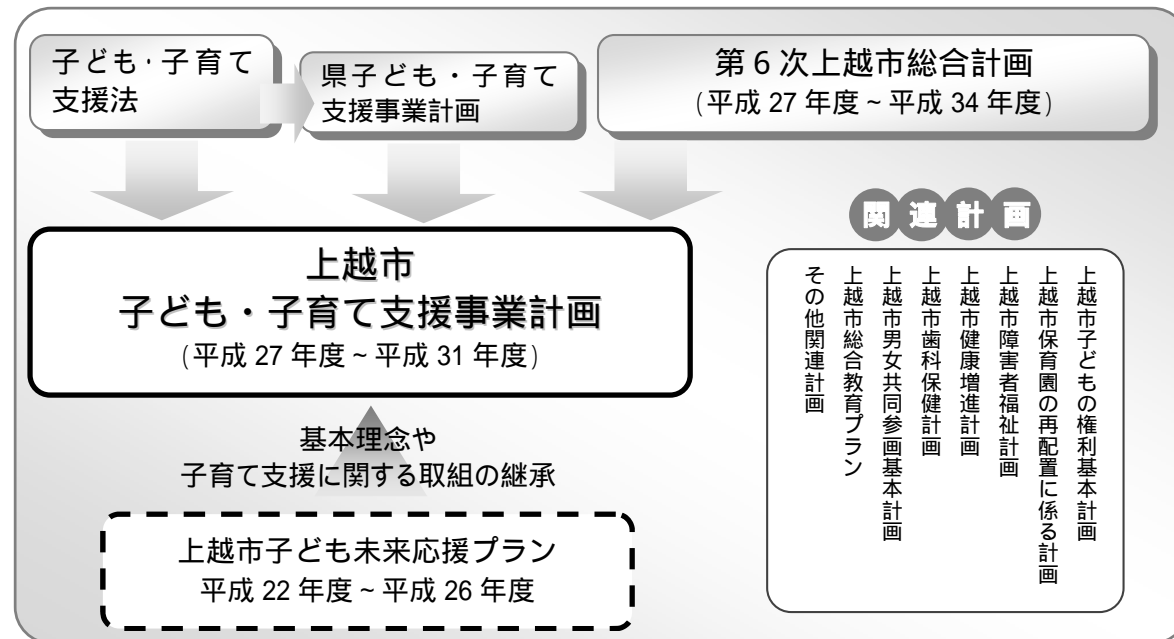
「上越市子ども・子育て支援事業計画」

H27～H31年度：子ども・子育て支援法

2 計画の法的根拠と位置付け

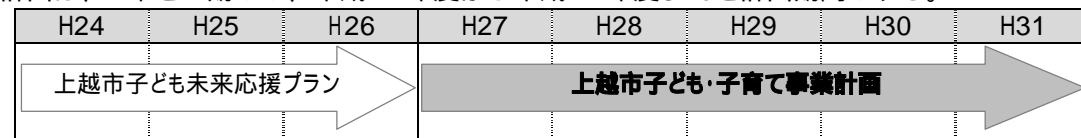
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定する。

なお、これまで「上越市子ども未来応援プラン」に基づき、子育て支援を総合的に推進してきたことから、本計画では、このプランの基本的な理念や取組みを継承するとともに、上位計画である「上越市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定する。



3 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による上越市の現状

(1) 人口の状況

- ・年齢3区分別人口の推移
- ・年齢3区分別人口割合の推移

(2) 出生数の推移

- ・出生数の推移
- ・合計特殊出生率の推移

(3) 子どもの数の減少と将来人口

(4) 世帯の状況

- ・一般世帯数と1世帯当たりの人員
- ・世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の構成割合
- ・児童の有無別(児童数)にみた世帯数の構成割合の年次推移

(5) 年齢階級別就労状況

- ・上越市における女性の5歳階級別、15歳以上人口に占める就労者数の割合

2 ニーズ調査結果について

保育園の利用希望が約75%と高く、また、現在就労していない母親の就労希望も80%を超えていることから、今後も児童数は減少傾向にあるものの、保育の需要は高い状況が見込まれる。また、核家族化や保護者の生活環境の違いにより保育ニーズも多様化してきている。あわせて、子育てに関する不安感や負担感を感じている保護者は55%、子育てに対する経済的な不安を感じている保護者は約40%となっている。

(1) 教育・保育について

- ・幼稚園、保育施設等を利用する際に選ぶポイント
- ・どの地域自治区にある幼稚園、保育施設等を利用したいか
- ・保護者の就労状況について
- ・平日の日常的な幼稚園・保育施設等の利用状況について
- ・土、日、祝日等の定期的な幼稚園、保育施設等の利用希望について

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無
- ・子どもをみてもらえる親族・知人がいない人のうち、子育てについて気軽に相談できる人、また相談できる場所の有無
- ・子育てひろばなどの利用状況について
- ・幼稚園、保育施設等の不定期な利用状況について
- ・病気の際の対応について
- ・小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について

(3) 子育てについて

- ・子育てに関する不安感や負担感
- ・特に不安に思っていることや悩んでいること など

3 上越市子ども未来応援プランの達成状況

(1) 各年度の事業の達成状況 87%

個別事業の取組結果を評価(A～E)し、全事業に対するA・B評価の割合で達成状況を評価。

(2) 計画全体の達成状況

- 子育てに不安感・負担感を感じる人の割合 55.4% (ニーズ調査結果より)
- 子育てしやすいと感じる人の割合 53.8% (市民の声アンケート結果より)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

次代を担う子どもが健やかに育ち みんなの笑顔が輝くまち

「上越市子ども未来応援プラン」の基本理念を継承し、引き続き、子どもの育ちと子育てを支える保育環境や保育サービスを提供するとともに、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる取組を保育・教育の場はもとより、職場や地域が一体となって推進していく“まち”を目指す。

2 計画の基本目標

「上越市子ども未来応援プラン」の基本目標の継承、子ども・子育て支援法の目的、国の基本指針における「子ども・子育て支援の意義」、現在、策定中の上越市第6次総合計画との整合を踏まえ、次の3つを基本目標とする。

(1) 生みやすく、育てやすいまちづくり

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、多様な保育サービスを提供し、育児と仕事の両立を支援する。さらに、子育て相談や療育支援、虐待予防対策等の充実により、保護者の抱える不安の解消を図り、誰もが生みやすく、育てやすいまちを目指す。

(2) 心もとからだが健やかに育つまちづくり

家庭、地域、学校が連携し、子どもたちが安心して学校や地域の中で学び、遊ぶことができる環境を整えることにより、良識と社会性を身につけ、希望を持って健やかに成長できるまちを目指す。

(3) 子どもと家族を大切にできるまちづくり

一人ひとりが子どもと子育て家庭を大切にすることをもち、地域全体で子育てを応援し、また、仕事と生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考える環境を整える。あわせて、大切な子どもを事故や犯罪から守るため安全・安心な環境づくりや、子育てバリアフリー環境の推進など、子どもと子育て家庭にやさしいまちを目指す。

3 計画の体系

「上越市子ども未来応援プラン」の体系をベースに、現在、策定中の上越市第6次総合計画との整合を踏まえ、次の主要施策とする。

基本目標1 生みやすく、育てやすいまちづくり

【主要施策1】 母子保健の充実

【主要施策2】 子育てに対する経済的支援の充実

【主要施策3】 多様な保育サービス等の提供

【主要施策4】 子どもの育ち支援の充実

基本目標2 心もとからだが健やかに育つまちづくり

【主要施策1】 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進

【主要施策2】 学校教育環境の充実

基本目標3 子どもと家族を大切にできるまちづくり

【主要施策1】 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

【主要施策2】 地域で子どもや家族を大切にする意識の醸成

【主要施策3】 家庭と地域の子育て力の向上

【主要施策4】 子どもたちのためのよりよい環境づくり

第4章 施策の展開

基本目標ごとに掲げた主要施策の具現化するため、主要施策ごとに実施事業を位置付ける。

実施事業は、「上越市子ども未来応援プラン」における事業を継承しつつ、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業及び市独自の施策も含める。

基本目標1 「生みやすく、育てやすいまちづくり」

【主要施策1】 母子保健の充実

母子ともに健康で安心して生活していけるよう、妊婦健診や予防接種などを通じた母子保健の充実に向けた取組

取組 8事業	
1	妊婦一般健康診査 【地域子ども・子育て支援事業】
2	妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業 【地域子ども・子育て支援事業】
3	乳幼児健診事業
4	予防接種事業
5	フッ化物塗布事業
6	フッ化物洗口事業
7	ブラッシング指導会
8	休日・夜間診療所

【主要施策2】 子育てに対する経済的支援の充実

子育て家庭への支援は未来への投資との認識のもと、各種手当の支給や医療費助成、保育料の軽減、就学援助などの経済的な負担の軽減への取組

取組 16事業	
1	不妊治療費助成事業
2	妊産婦・子ども医療費助成事業
3	児童手当給付事業
4	児童扶養手当給付事業
5	保育料の軽減
6	私立幼稚園就園奨励費補助金
7	就学援助費（特別支援教育就学奨励金）
8	就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費）
9	通学援助費
10	子育てジョイカード事業
11	ひとり親家庭等医療費助成事業
12	母子家庭等の自立支援の推進
13	障害児福祉手当
14	特別児童扶養手当
15	未熟児養育医療給付事業【追加】
16	入学支度金支給事業【追加】

【主要施策3】 多様な保育サービス等の提供

保護者の生活実態やニーズを十分に踏まえ、延長保育や一時預かり、3歳未満児保育、病児・病後児保育など多様化する保育ニーズへの適切な対応と保育環境の向上に向けた取組

取組 15事業	
1	保育園の再配置計画の策定
2	保育園の環境改善
3	通常保育事業（3歳未満児）
4	通常保育事業（3歳以上児）
5	延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】
6	一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業】
7	休日保育事業
8	ファミリーヘルプ保育園 【地域子ども・子育て支援事業】
9	家庭的保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】
10	病児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】
11	病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】
12	障害児保育事業
13	保育園通園バスの運行
14	看護師等雇用補助【追加】
15	私立保育研究会補助【追加】

【主要施策4】 子どもの育ち支援の充実

妊娠期や出産期におけるアドバイスや産後ケアを始め、子育ての不安感や孤立感を緩和するための取組や、子育ての不安や悩みを抱える保護者が自信を持って育児と向きあえるための支援や取組

取組 20事業	
1	すくすく赤ちゃんセミナー
2	離乳食相談会
3	産前・産後ヘルパー派遣事業 【地域子ども・子育て支援事業】
4	訪問指導事業
5	助産師健康相談事業
6	保育園・幼稚園巡回訪問事業
7	こども発達支援センター
8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営
9	子育てSOS支援相談員
10	家庭相談員
11	子育て関連施設における相談の実施
12	子育てひろば 【地域子ども・子育て支援事業】
13	こどもセンター 【地域子ども・子育て支援事業】
14	こどもセンター事業 ベビー健康プラザ
15	子育てセミナー等の開催
16	利用者支援事業【追加】 【地域子ども・子育て支援事業】
17	障害児日中一時支援
18	子育て支援情報の提供
19	若竹寮管理運営事業
20	子育て・女性・思春期相談事業【追加】

基本目標2 「こころとからだが健やかに育つまちづくり」

【主要施策1】地域ぐるみの子どもの健全育成の推進

子どもがのびのびと遊び、異年齢児や地域住民と交流することができる環境づくりの推進や子どもの社会参加の促進に向けた地域ぐるみの取組

取組 12事業

1	児童館
2	こどもの家
3	図書館における読み聞かせ
4	図書館における子ども向け図書資料の充実
5	子どもボランティア参加推進事業
6	謙信KIDSスクールプロジェクト
7	青少年対象事業（ふれあい・たいけん・公民館等）
8	緑の少年団
9	少年スポーツ活動育成事業
10	放課後児童クラブ 【地域子ども・子育て支援事業】
11	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）【追加】
12	地域青少年育成会議

【主要施策2】学校教育環境の充実

子どもたちにとって、より良い学習環境を整えるための計画的な学校関連施設の整備のほか、発達障害など特別な支援を必要とする子どもたちや、いじめ不登校に悩む子どもたちの不安を解消するための取組

取組 16事業

1	外国語指導助手による語学指導（ALT活動事業）
2	学習情報指導員の配置
3	教育補助員の配置
4	特別支援教育巡回相談事業
5	教育相談事業（相談支援体制の整備）
6	教育相談事業（教職員の研修の充実）
7	不登校児童生徒適応指導教室
8	やすづか学園（やすづか学園運営費補助事業）
9	学校施設整備事業（施設の耐震化）
10	学校施設整備事業（給食室の整備）
11	教育用コンピュータ設置事業
12	学校施設整備事業（施設の改修）【追加】
13	介護員の配置【追加】
14	LD（学習障害）指導員の配置【追加】
15	就学支援の実施【追加】
16	生徒指導支援員の配置【追加】

基本目標3 「子どもと家族を大切にできるまちづくり」

【主要施策1】男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに支えあい、子どもとの生活に喜びや安らぎを感じることのできる環境づくり、企業等のワーク・ライフ・バランスや育児休業の取得促進、子育てしながら働きやすい環境づくりへの取組

取組 6事業

1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動
2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業
3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業
4	企業における再就職の支援再就職準備セミナーの開催
5	企業における再雇用制度導入の普及啓発
6	企業における労働時間短縮の促進

【主要施策2】地域で子どもや家族を大切にできる意識の醸成

子どもを大切にできる意識や、子ども同士が互いに思いやる心を育むため、子どもの権利に関する意識の向上、生命の大切さや家族の絆を再確認するための取組

取組 4事業

1	子どもの権利パンフレットの作成・配布
2	子どもの権利学習
3	父子手帳の配布
4	赤ちゃんふれあい体験

【主要施策3】家庭と地域の子育て力の向上

子育て講座や親子がともに参加する体験活動等の充実による家庭における教育力の向上や、地域住民や保護者同士など、地域で子育てを支える人的ネットワークづくりを促進する取組

取組 6事業

1	家庭教育講座
2	保育園での子育て家庭への支援
3	保育園土雇用事業
4	保育園地域活動事業
5	ファミリーサポートセンター運営事業 【地域子ども・子育て支援事業】
6	民生委員・児童委員活動

【主要施策4】子どもたちのためのよりよい環境づくり

子どもが地域において安全・安心に活動できるよう、地域ぐるみの防犯、交通安全の推進や子育て家庭にやさしい環境づくりへの取組

取組 5事業

1	安全教室（子ども・児童安全教室）
2	安全メール
3	交通安全教室
4	街灯整備事業
5	子育てバリアフリー設備の充実

第5章 量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援法に基づく新たな部分）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針による事業計画の必須記載項目等を次のとおりとする。

1 教育・保育提供区域の設定

各提供区域は、全市における教育・保育施設の整備及び利用状況等を踏まえ、次のとおりとする。

教育・保育の提供区域	
・教育	1区域（全市域）
・保育	14区域（旧市町村）

地域子ども・子育て支援事業の提供区域	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健診事業（妊婦一般健康診査等事業） ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業（産前・産後ヘルパー派遣事業） ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・一時預かり事業 ・病児保育事業（病後児含む） 	} 1区域（全市域）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、子育てひろば） ・時間外保育事業（延長保育事業） ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 	
	中学校区域
	14区域（旧市町村）
	小学校区域

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 保育の必要性の認定について

新制度では、幼児期の教育・保育の利用に当たり保護者は「利用のための認定」を受ける必要がある。認定には、子どもの年齢と幼稚園などでの教育を希望するか、保育園などでの保育を必要とするかによって3つの区分があり、その区分に応じて利用できる施設等が変わる。

認定区分と提供施設

認定区分		利用施設等
1号認定	満3歳以上で、幼児期の教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 地域型保育事業

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保策の区分について

幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることから、2号認定は「保育を必要とする子ども」と「教育の利用希望が強いもの」に分けて量（必要利用定員総数）を見込む。

また、市では、0歳児と1歳児と一緒に保育していることから、3号認定については、0歳 - 1歳児と2歳児の区分で量（必要利用定員総数）を見込む。

(3) 教育・保育の提供体制の確保内容及び実施時期

「教育・保育」の量の見込み及び提供体制の確保について、平成31年度までの状況を明記。

教育【1号認定、2号認定（3歳以上児）】

	推計（人）				
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,373	1,355	1,328	1,302	1,270
1号認定	737	728	713	699	682
2号認定	636	627	615	603	588
確保の内容	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
確認を受けない幼稚園	500	500	500	500	500
-	307	325	352	378	410

量の見込み：H27年以降の推計人口に、過去5年（H22～H26）の平均就園率を乗じて算出。

確保の内容：H27年には1,680人の受入体制が見込まれ、量の見込みに対し、不足が出ないことから、H27～H31の5年間は、1,680人を確保の内容とする。

保育【2号認定、3号認定】

	推計（人）				
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	5,187	5,193	5,122	5,086	5,032
2号（3-5歳）	3,390	3,346	3,279	3,216	3,137
3号（2歳）	880	930	905	911	917
3号（0-1歳）	917	917	938	959	978
確保の内容	5,746	5,746	5,746	5,746	5,746
2号（3-5歳）	3,723	3,723	3,723	3,723	3,723
3号（2歳）	983	983	983	983	983
3号（0-1歳）	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
-	559	553	624	660	714
2号（3-5歳）	333	377	444	507	586
3号（2歳）	103	53	78	72	66
3号（0-1歳）	123	123	102	81	62

量の見込み：H27年以降の推計人口に、過去5年（H22～H26）の平均就園率を乗じて算出。

確保の内容：H27年には5,746人の受入体制が見込まれ、量の見込みに対し、不足が出ないことから、H27～H31の5年間は、5,746人を確保の内容とする。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び提供体制の確保について、平成31年度までの状況を明記。提供体制が確保できない事業は、その対応策を明記。

(1) 利用者支援事業

推計(箇所数)					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
-	0	0	0	0	0

量の見込み：現状の箇所数。

確保の内容：H26年から、こどもセンター1箇所で開催しており、H27～H31も事業を継続する。

(2) 妊婦健診事業(妊婦一般健康診査事業)

推計(人)					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,402人 健診回数 19,628回	1,365人 健診回数 19,110回	1,328人 健診回数 18,592回	1,296人 健診回数 18,144回	1,269人 健診回数 17,766回
確保の内容	実施場所： 県内委託医療機関及び 助産所(市内委託医療機 関6か所、助産所1か所) 検査項目及 び実施時期： 県が示す基 準に準ずる	実施場所： 県内委託医療機関及び 助産所(市内委託医療機 関6か所、助産所1か所) 検査項目及 び実施時期： 県が示す基 準に準ずる	実施場所： 県内委託医療機関及び 助産所(市内委託医療機 関6か所、助産所1か所) 検査項目及 び実施時期： 県が示す基 準に準ずる	実施場所： 県内委託医療機関及び 助産所(市内委託医療機 関6か所、助産所1か所) 検査項目及 び実施時期： 県が示す基 準に準ずる	実施場所： 県内委託医療機関及び 助産所(市内委託医療機 関6か所、助産所1か所) 検査項目及 び実施時期： 県が示す基 準に準ずる

量の見込み：推計人口から、当該年の翌年の0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに健診回数14回を乗じて算出。

確保の内容：現行の体制で量の見込みに対応できるため、現在の健診体制等を確保の内容とする。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

推計(人)					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,442	1,402	1,365	1,328	1,296
確保の内容	実施体制： 依頼助産師 14人(上越 助産師会) 依頼保健師4 人	実施体制： 依頼助産師 14人(上越 助産師会) 依頼保健師4 人	実施体制： 依頼助産師 14人(上越 助産師会) 依頼保健師4 人	実施体制： 依頼助産師 14人(上越 助産師会) 依頼保健師4 人	実施体制： 依頼助産師 14人(上越 助産師会) 依頼保健師4 人

量の見込み：各年の0歳児の推計人口。

確保の内容：現行の体制で量の見込みに対応できるため、現在の訪問体制等を確保の内容とする。

(4) 養育支援訪問事業(産前・産後ヘルパー派遣事業)

推計(人)					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み					
量の見込み	34	34	34	34	34
確保の内容	委託事業所： 市内5事業所	委託事業所： 市内5事業所	委託事業所： 市内5事業所	委託事業所： 市内5事業所	委託事業所： 市内5事業所

量の見込み：実績は年によって増減があるため、過去4年(H22～H25)のうち、過去の最大値であるH25実績を各年の量の見込みとする。

確保の内容：現行の体制で量の見込みに対応できるため、現在の訪問体制等を確保の内容とする。

(5) ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

推計(延べ利用人数)					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
確保の内容	55,480	55,480	55,480	55,480	55,480
-	54,290	54,290	54,290	54,290	54,290

量の見込み：実績の減少傾向が大きいいため、直近のH25実績を各年の量の見込みとする。

確保の内容：現在、55,480人/日(提供会員数)の受入体制が確保されており、量の見込みに対し、不足が出ないことから、H27～H31の5年間は55,480人/年を確保の内容とする。

(6) 一時預かり事業

一時預かり（幼稚園在園児）

推計（延べ利用人数）					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	85,997	90,984	96,261	101,844	107,750
1号認定	4,471	4,731	5,005	5,295	5,603
2号認定	81,526	86,253	91,256	96,549	102,147
確保の内容	85,997	90,984	96,261	101,844	107,750
-	0	0	0	0	0

量の見込み：前年の数に、過去4年（H22～H25）の平均増加率を乗じて算出。
 確保の内容：各幼稚園では、利用定員を設けなくても利用希望者全員の受入体制が確保できることから、量の見込みと同数を確保の内容とする。

一時預かり、ファミリーサポートセンター（未就学児）

推計（延べ利用人数）					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324
確保の内容	15,324	15,324	15,324	15,324	15,324
-	0	0	0	0	0

量の見込み：実績は年によって増減があるものの減少傾向にあり、利用者的大幅な増加は見込めないため、過去の最大値であるH22実績を各年の量の見込みとする。
 確保の内容：量の見込みと同様、実績の最大値をH27～H31の確保の内容とする。

(7) 病児保育事業（病後児含む）

推計（延べ利用人数）					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	4,232	4,232	4,232	4,232	4,232
確保の内容	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
-	5,368	5,368	5,368	5,368	5,368

量の見込み：過去4年（H22～H25）のうち、感染症等の影響で過去の最大値であるH25実績を各年の量の見込みとする。
 確保の内容：現在、9,600人/年の受入体制が確保されており、量の見込みに対し、不足が出ないことから、H27～H31の5年間は、9,600人/年を確保の内容とする。

(8) 地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、子育てひろば）

推計（延べ利用人数）					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	109,654	115,465	121,584	128,027	134,812
確保の内容（開設箇所数）	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所

量の見込み：前年の数に、過去4年（H22～H25）の平均増加率を乗じて算出。
 確保の内容：こどもセンターと子育てひろばは、利用定員を設けていないが、H31の134,812人/年であっても現在の施設数で対応が可能のため、現在の施設数26か所を確保の内容とする。（国の手引きでは、開設箇所数を記載することとされている。）

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

推計（人/日）					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,510	1,482	1,438	1,404	1,369
確保の内容	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618
-	108	136	180	214	249

量の見込み：H27年以降の推計人口に、実績を把握しているH24とH25の平均利用率を乗じて算出。
 確保の内容：実績の最大受入数は1,618人で、量の見込みに対し、不足が出ないことから、H27～H31の5年間は、1,618人を確保の内容とする。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

推計（人/日）					
	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,362	1,369	1,376	1,385	1,393
確保の内容	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
-	582	575	568	559	551

量の見込み：前年の数に、低学年は過去4年（H22～H25）の平均増加率を、高学年は平均減少率をそれぞれ乗じて算出し、合算。
 確保の内容：現在、1,944人の受入体制が確保されており、量の見込みに対し、不足が出ないことから、H27～H31の5年間は、1,944人を確保の内容とする。

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営を推進する。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

既存の幼稚園や保育園からの移行や新設については、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ検討する。

(2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策

私立幼稚園や私立保育園の新制度への移行を支援する。また、私立と公立がバランスよく教育・保育を提供できるよう方策を講ずる。

(3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策

それぞれの家庭や子どもの状況に応じて活用できる地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行う。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校の円滑な接続を進めるとともに、早期に相談体制を組織し、保護者を支援する。

第6章 計画の推進、評価

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制の整備・充実と連携強化、関係機関との連携強化

本計画の実施にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図る。

また、国・県を始めとする関係機関との連携強化を図り、各施策はそれぞれが実施主体の中心となり、関係機関が必要に応じて連携・協力しながら、より効果的となるよう努める。

(2) 市民、関係団体、事業者との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく市全体として子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育てにかかわる、家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組む。

2 計画の評価

(1) 上越市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について調査審議する「上越市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行う。

(2) 評価及び結果の公表

毎年度「上越市子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

なお、計画最終年度である平成31年度には、再度、市民ニーズ調査を実施したうえで、計画の実施状況を評価・検証し、次期の計画を策定する。